

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和6年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和6年2月14日提出

沖 縄 県

令和6年度沖繩県予算目次

甲第1号議案	令和6年度沖繩県一般会計予算	1
甲第2号議案	令和6年度沖繩県農業改良資金特別会計予算	15
甲第3号議案	令和6年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	17
甲第4号議案	令和6年度沖繩県中小企業振興資金特別会計予算	19
甲第5号議案	令和6年度沖繩県下地島空港特別会計予算	21
甲第6号議案	令和6年度沖繩県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	24
甲第7号議案	令和6年度沖繩県所有者不明土地管理特別会計予算	27
甲第8号議案	令和6年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計予算	29
甲第9号議案	令和6年度沖繩県中央卸売市場事業特別会計予算	31
甲第10号議案	令和6年度沖繩県林業・木材産業改善資金特別会計予算	33
甲第11号議案	令和6年度沖繩県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	35
甲第12号議案	令和6年度沖繩県宜野湾港整備事業特別会計予算	37
甲第13号議案	令和6年度沖繩県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	40
甲第14号議案	令和6年度沖繩県産業振興基金特別会計予算	42
甲第15号議案	令和6年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	44
甲第16号議案	令和6年度沖繩県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	47
甲第17号議案	令和6年度沖繩県駐車場事業特別会計予算	49
甲第18号議案	令和6年度沖繩県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	51
甲第19号議案	令和6年度沖繩県公債管理特別会計予算	54
甲第20号議案	令和6年度沖繩県国民健康保険事業特別会計予算	57
甲第21号議案	令和6年度沖繩県病院事業会計予算	59
甲第22号議案	令和6年度沖繩県水道事業会計予算	62
甲第23号議案	令和6年度沖繩県工業用水道事業会計予算	66
甲第24号議案	令和6年度沖繩県流域下水道事業会計予算	68

一 般 会 計

甲第1号議案

令和6年度沖縄県一般会計予算

令和6年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ842,143,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県	税	149,389,898 千円
	1 県 民 税	43,658,000
	2 事 業 税	37,761,000
	3 地 方 消 費 税	34,349,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,877,000
	5 県 た ば こ 税	2,014,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	866,000
	7 自 動 車 取 得 税	287
	8 軽 油 引 取 税	7,561,000
	9 自 動 車 税	17,279,000
	10 鉱 区 税	6,611
	11 狩 猟 税	2,000
	12 石 油 価 格 調 整 税	959,000
	13 産 業 廃 棄 物 税	57,000
2 地方消費税清算金		65,222,738
	1 地方消費税清算金	65,222,738
3 地方譲与税		29,079,000
	1 特別法人事業譲与税	28,187,000
	2 地方揮発油譲与税	492,000
	3 石油ガス譲与税	10,000
	4 自動車重量譲与税	171,000
	5 森林環境譲与税	31,000
	6 航空機燃料譲与税	188,000
4 市町村たばこ税県交付金		975,743
	1 市町村たばこ税県交付金	975,743
5 地方特例交付金		4,791,060
	1 地方特例交付金	4,791,060
6 地方交付税		228,377,000
	1 地方交付税	228,377,000
7 交通安全対策特別交付金		356,900
	1 交通安全対策特別交付金	356,900

款	項	金額
8 分担金及び負担金		669,289 千円
	1 分担金	59,242
	2 負担金	610,047
9 使用料及び手数料		14,916,205
	1 使用料	12,639,752
	2 手数料	149,257
	3 証紙収入	2,127,196
10 国庫支出金		190,265,937
	1 国庫負担金	53,814,481
	2 国庫補助金	135,031,684
	3 委託金	1,419,772
11 財産収入		2,484,265
	1 財産運用収入	1,458,973
	2 財産売却収入	1,025,292
12 寄附金		193,687
	1 寄附金	193,687
13 繰入金		43,610,158
	1 特別会計繰入金	48,364
	2 基金繰入金	43,561,794
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		75,591,919
	1 延滞金、加算金及び過料	257,364
	2 県預金利子	299
	3 公営企業貸付金元利収入	1,800
	4 貸付金元利収入	63,899,759
	5 受託事業収入	619,931
	6 収益事業収入	5,512,771
	7 雑収入	5,299,995
16 県債		36,219,200
	1 県債	36,219,200
歳入合計		842,143,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,399,699 千円
	1 議 会 費	1,399,699
2 総 務 費		71,722,777
	1 総 務 管 理 費	27,962,772
	2 企 画 費	12,873,854
	3 徴 税 費	6,363,442
	4 市 町 村 振 興 費	19,350,834
	5 選 挙 費	664,713
	6 防 災 費	3,503,091
	7 統 計 調 査 費	605,943
	8 人 事 委 員 会 費	193,648
	9 監 査 委 員 費	204,480
3 民 生 費		136,240,394
	1 社 会 福 祉 費	80,884,404
	2 児 童 福 祉 費	44,451,547
	3 生 活 保 護 費	10,832,356
	4 災 害 救 助 費	72,087
4 衛 生 費		49,065,985
	1 公 衆 衛 生 費	20,832,133
	2 環 境 衛 生 費	1,850,732
	3 環 境 保 全 費	3,316,731
	4 保 健 所 費	2,254,887
	5 医 薬 費	12,716,731
	6 保 健 衛 生 費	8,094,771
5 労 働 費		2,531,850
	1 労 政 費	1,358,921
	2 職 業 訓 練 費	1,035,078
	3 労 働 委 員 会 費	137,851

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		50,783,874 千円
	1 農 業 費	17,215,745
	2 畜 産 業 費	2,262,951
	3 農 地 費	22,852,942
	4 林 業 費	1,812,750
	5 水 産 業 費	6,639,486
7 商 工 費		82,397,847
	1 商 業 費	3,332,210
	2 工 鉱 業 費	72,413,846
	3 観 光 費	6,651,791
8 土 木 費		85,064,732
	1 土 木 管 理 費	12,835,824
	2 道 路 橋 り よ う 費	26,843,604
	3 河 川 海 岸 費	6,930,532
	4 港 湾 費	6,694,178
	5 都 市 計 画 費	14,843,626
	6 住 宅 費	10,489,877
	7 空 港 費	6,427,091
9 警 察 費		38,608,930
	1 警 察 管 理 費	36,069,716
	2 警 察 活 動 費	2,539,214
10 教 育 費		181,948,054
	1 教 育 総 務 費	18,148,705
	2 小 学 校 費	57,443,994
	3 中 学 校 費	36,623,003
	4 高 等 学 校 費	45,055,403
	5 特 別 支 援 学 校 費	18,715,862
	6 社 会 教 育 費	2,444,763
	7 保 健 体 育 費	1,121,496
	8 大 学 費	2,394,828

款	項	金額
11 災害復旧費		3,223,068 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,800,579
	2 土木施設災害復旧費	1,358,549
	3 教育施設災害復旧費	63,940
12 公債費		62,901,003
	1 公債費	62,901,003
13 諸支出金		75,754,787
	1 ゴルフ場利用税交付金	606,675
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	427,810
	4 公営企業費	333,008
	5 財政調整基金積立金	851
	6 県有施設整備基金積立金	1,102,422
	7 利子割交付金	32,142
	8 配当割交付金	387,307
	9 株式等譲渡所得割交付金	431,532
	10 退職手当基金積立金	105
	11 減債基金積立金	800
	12 地域振興基金積立金	16
	13 法人事業税交付金	2,742,524
	14 地方消費税交付金	32,796,131
	15 地方消費税清算金	33,893,050
	16 特別会計等繰出金	223
17 公営企業貸付金	3,000,000	
14 予備費		500,000
	1 予備費	500,000
歳出	合計	842,143,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
消 防 指 導 費 (消防防災ヘリコプター整備推進事業)	令和7年度	2,085,782
消 防 指 導 費 (消防共同指令センター 全体更新整備支援事業)	令和7年度	487,941
賦 課 徴 収 費 (県税収納委託事業)	令和7年度	53,789
賦 課 徴 収 費 (税務システム運営事業)	令和7年度から 令和11年度まで	450,795
賦 課 徴 収 費 (税務事務運営費)	令和7年度	3,580
公 有 財 産 管 理 費 (公共施設マネジメント推進事業)	令和7年度	47,925
庁 舎 公 舎 管 理 費 (防災危機管理センター棟 (仮称)整備事業)	令和7年度から 令和8年度まで	216,692
庁 舎 公 舎 管 理 費 (本庁舎(行政棟)改修事業)	令和7年度から 令和8年度まで	1,357,400
庁 舎 公 舎 管 理 費 (庁舎維持管理費)	令和7年度から 令和8年度まで	253,938
通 信 対 策 事 業 費	令和7年度	1,550,000
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和7年度から 令和11年度まで	2,843,084
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給 金	令和7年度から 令和24年度まで	34,093

事 項	期 間	限 度 額
経営体育成資金融通等利子補給金	令和7年度から 令和13年度まで	千円 2,608
令和6年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和6年度から 令和15年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額245,840千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
農地集積・集約化対策費 (所有者不明農地)	令和6年度から 令和25年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため全国農地保有合理化協会から資金を借り入れた場合の総額2,073千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
製糖工場を整備するに当たり、市町村が当該事業に活用した起債償還金に対する支援	令和7年度から 令和23年度まで	797,809
漁業近代化資金利子補給金	令和7年度から 令和26年度まで	49,882
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和7年度から 令和13年度まで	1,095
水産環境整備事業	令和7年度	939,468
県融資制度損失補償	令和6年度から 令和25年度まで	559,558
機械類貸与事業損失補償	令和7年度から 令和18年度まで	53,200

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公共職業能力開発事業費	令和7年度から 令和8年度まで	88,973
一般観光事業費	令和7年度	95,299
沖縄県マリンタウン国際会議・大型 展示場整備運営等事業費（設計建設）	令和7年度から 令和30年度まで	43,397,947
沖縄県マリンタウン国際会議・大型 展示場整備運営等事業費（開業準備）	令和7年度から 令和10年度まで	443,531
沖縄振興公共投資交付金（河川） （堰堤改良事業）	令和7年度	60,000
空港管理運営費	令和7年度	412,171
公共離島空港整備事業費	令和7年度	70,800
那覇地方裁判所令和3年（行ウ） 第15号怠る違法確認請求等住民 訴訟事件訴訟委任契約に係る報酬	令和6年度から 訴訟委任契約に 係る訴訟が終了 した日から3月 後の日の属する 年度まで	7,788
公営住宅建設費 （高原団地2期）	令和7年度から 令和8年度まで	3,185,919
公営住宅建設費 （砂辺団地1期）	令和7年度から 令和8年度まで	2,981,292
公営住宅建設費 （真喜良第二団地1期）	令和7年度から 令和8年度まで	1,881,298
公営住宅建設費 （赤道団地2期）	令和7年度	982,850

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公 営 住 宅 建 設 費 (赤 道 団 地 2 期 併 行 防 音)	令 和 7 年 度	25,900
公 営 住 宅 建 設 費 (平 良 南 団 地 2 期 設 備 工 事)	令 和 7 年 度	220,800
道 路 新 設 改 良 費 (港 湾 課)	令 和 7 年 度	1,042,000
首 里 城 復 興 基 金 事 業	令 和 7 年 度 从 前 令 和 8 年 度 以 来	312,000
公 園 費 (中 城 御 殿 跡 地 整 備)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 8 年 度 以 来	2,441,400
人 材 育 成 推 進 費 (県 外 進 学 大 学 生 支 援 事 業)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 12 年 度 以 来	92,400
企 画 管 理 費 (教 育 情 報 化 推 進 事 業)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 11 年 度 以 来	89,208
教 育 用 コ ン ピ ュ ー タ 整 備 事 業 費 (高 等 学 校 ・ 特 別 支 援 学 校)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 11 年 度 以 来	325,930
中 学 校 教 育 用 設 備 整 備 費 (I C T)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 11 年 度 以 来	8,850
県 立 学 校 入 学 者 選 拔 費	令 和 7 年 度 从 前 令 和 10 年 度 以 来	32,656
学 校 建 設 費 (高 等 学 校)	令 和 7 年 度	525,947
学 校 環 境 整 備 費 (高 等 学 校)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 8 年 度 以 来	82,164
施 設 整 備 費 (特 別 支 援 学 校)	令 和 7 年 度	139,934

事 項	期 間	限 度 額
「沖縄県立名護青少年の家」 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和9年度まで	千円 7,125
情 報 管 理 費	令和7年度から 令和11年度まで	984,642
運 転 免 許 費	令和7年度から 令和11年度まで	72,885
出 納 事 務 費	令和7年度	37,602

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
庁舎整備事業	2,341,700	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和6年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	545,000			
緊急防災・減災事業	673,600			
那覇空港整備促進事業費	121,100			
通信施設改修事業	222,500			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	2,111,900			
脱炭素化推進事業	851,600			
本庁舎(行政棟)改修事業	661,500			
公共施設等適正管理推進事業 (ユニバーサルデザイン化事業)	24,300			
地域活性化事業	23,300			
社会福祉施設整備事業	46,600			
防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	11,600			
施設整備事業 (一般財源化分)	94,000			
公共事業等	12,547,900			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	1,246,100			
緊急自然災害防止対策事業	4,023,800			
緊急浚渫推進事業	687,000			
北部家保防疫資材 備蓄庫整備事業	3,200			
宮古家保焼却施設等整備事業	8,000			
県有MICE施設改修事業	25,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
県営住宅建設事業	2,026,700			
県単道路整備事業	385,200			
県単河川等整備事業	96,300			
県単離島空港整備事業	300			
県単県営住宅整備事業	26,200			
交通事業	127,000			
防災対策事業	1,262,700			
モノレール関連施設整備事業	252,600			
警察庁舎等施設整備事業	972,800			
交通安全施設整備事業	151,400			
一般補助施設整備等事業	229,500			
青少年教育施設整備事業	282,000			
学校教育施設等整備事業	1,151,700			
臨時高等学校改築等事業	1,001,100			
特別支援学校整備事業	40,700			
埋蔵文化財収蔵施設整備事業	32,700			
災害復旧事業	807,000			
臨時財政対策債	1,103,000			
合計	36,219,200			

特 別 会 計

甲第2号議案

令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和6年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,713千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		5,489 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,489
2 繰 越 金		35,448
	1 繰 越 金	35,448
3 諸 収 入		5,776
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,616
	2 雑 入	2,160
歳 入 合 計		46,713
歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		33,975 千円
	1 農 業 費	33,975
2 公 債 費		8,492
	1 公 債 費	8,492
3 繰 出 金		4,246
	1 繰 出 金	4,246
歳 出 合 計		46,713

甲第3号議案

令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和6年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,383千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		23,125 千円
	1 繰越金	23,125
2 諸収入		115,258
	1 貸付金元利収入	115,258
歳入合計		138,383

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		23,125 千円
	1 商業費	23,125
2 公債費		115,258
	1 公債費	115,258
歳出合計		138,383

甲第4号議案

令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和6年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		207,936 千円
	1 繰越金	207,936
2 諸収入		142,199
	1 貸付金元利収入	142,199
歳入合計		350,135

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業振興費		350,135 千円
	1 中小企業振興費	350,135
歳出合計		350,135

令和6年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和6年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ453,652千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		85,182 千円
	1 使 用 料	85,182
2 国庫支出金		2,700
	1 国庫補助金	2,700
3 財産収入		5,395
	1 財産運用収入	5,393
	2 財産売却収入	2
4 繰入金		359,404
	1 一般会計繰入金	359,404
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		770
	1 雑 入	770
7 県 債		200
	1 県 債	200
歳 入 合 計		453,652

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		412,109 千円
	1 空 港 費	412,109
2 公 債 費		41,543
	1 公 債 費	41,543
歳 出 合 計		453,652

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 地 島 空 港 整 備 事 業	千円 200	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和6年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	200			

令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 繰 入 金		11,890 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,890
2 繰 越 金		47,475
	1 繰 越 金	47,475
3 諸 収 入		121,904
	1 貸 付 金 元 利 収 入	121,180
	2 雑 入	724
4 県 債		17,200
	1 県 債	17,200
歳 入 合 計		198,469
歳 出		
款	項	金 額
1 民 生 費		198,469 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	198,469
歳 出 合 計		198,469

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	<small>千円</small> 17,200	証 書 借 入	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定めるところによる。
合 計	17,200			

甲第7号議案

令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和6年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,412千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		21,468 千円
	1 財 産 運 用 収 入	21,468
2 繰 越 金		187,200
	1 繰 越 金	187,200
3 諸 収 入		744
	1 雑 入	744
歳 入 合 計		209,412

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費		32,607 千円
	1 土 地 管 理 業 務 費	32,607
2 予 備 費		176,805
	1 予 備 費	176,805
歳 出 合 計		209,412

甲第8号議案

令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出がそれぞれ27,465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		25,218 千円
	1 繰越金	25,218
2 諸収入		2,247
	1 県預金利子	4
	2 貸付金元利収入	1,157
	3 雑収入	1,086
歳入合計		27,465

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		27,465 千円
	1 水産業費	27,465
歳出合計		27,465

甲第9号議案

令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395,305千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		235,849 千円
	1 使 用 料	235,849
2 繰 入 金		74,886
	1 一 般 会 計 繰 入 金	74,886
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		84,569
	1 雑 入	84,569
歳 入 合 計		395,305

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場事業費		380,159 千円
	1 中央卸売市場事業費	380,159
2 公 債 費		15,146
	1 公 債 費	15,146
歳 出 合 計		395,305

甲第10号議案

令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,982千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,084 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,084
2 繰 越 金		24,750
	1 繰 越 金	24,750
3 諸 収 入		148
	1 雑 入	148
歳 入 合 計		26,982

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		26,982 千円
	1 林 業 費	26,982
歳 出 合 計		26,982

甲第11号議案

**令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算**

令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		148,841 千円
	1 財 産 運 用 収 入	59,468
	2 財 産 売 払 収 入	89,373
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		3
	1 雑 収 入	3
歳 入 合 計		148,845

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		148,845 千円
	1 工 鉱 業 費	148,845
歳 出 合 計		148,845

令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ588,743千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		196,052 千円
	1 使 用 料	196,052
2 財 産 収 入		19
	1 財 産 運 用 収 入	19
3 繰 入 金		129,400
	1 一 般 会 計 繰 入 金	129,400
4 県 債		263,272
	1 県 債	263,272
歳 入 合 計		588,743

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		237,302 千円
	1 港 湾 費	237,302
2 公 債 費		351,441
	1 公 債 費	351,441
歳 出 合 計		588,743

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 106,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和6年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	106,000			

甲第13号議案

**令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算**

令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ338,849千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		281,499 千円
	1 使 用 料	281,499
2 繰 越 金		15,396
	1 繰 越 金	15,396
3 諸 収 入		41,954
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	41,953
歳 入 合 計		338,849

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		325,105 千円
	1 商 業 費	325,105
2 公 債 費		13,744
	1 公 債 費	13,744
歳 出 合 計		338,849

甲第14号議案

令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		48,724 千円
	1 財 産 運 用 収 入	48,724
2 繰 越 金		74,767
	1 繰 越 金	74,767
歳 入 合 計		123,491

歳 出

款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		123,491 千円
	1 産 業 振 興 費	123,491
歳 出 合 計		123,491

甲第15号議案

令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372,784千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		169,315 千円
	1 使 用 料	169,315
2 繰 入 金		11,897
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,897
3 繰 越 金		4,000
	1 繰 越 金	4,000
4 県 債		187,572
	1 県 債	187,572
歳 入 合 計		372,784

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		215,246 千円
	1 港 湾 費	215,246
2 公 債 費		157,538
	1 公 債 費	157,538
歳 出 合 計		372,784

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 整 備 事 業	千円 154,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和6年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	154,000			

甲第16号議案

令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,926千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		85,435 千円
	1 使 用 料	85,435
2 財 産 収 入		14
	1 財 産 運 用 収 入	14
3 繰 入 金		132,977
	1 一 般 会 計 繰 入 金	132,977
4 繰 越 金		5,000
	1 繰 越 金	5,000
5 諸 収 入		18,500
	1 雑 収 入	18,500
歳 入 合 計		241,926

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		177,863 千円
	1 港 湾 費	177,863
2 公 債 費		64,063
	1 公 債 費	64,063
歳 出 合 計		241,926

甲第17号議案

令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,672千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		73,061 千円
	1 繰越金	73,061
2 諸収入		64,611
	1 雑収入	64,611
歳入合計		137,672

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		134,426 千円
	1 道路橋りょう費	134,426
2 公債費		3,246
	1 公債費	3,246
歳出合計		137,672

甲第18号議案

令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業 特別会計予算

令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ473,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		139 千円
	1 繰越金	139
2 県債		472,952
	1 県債	472,952
歳入合計		473,091

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		166,000 千円
	1 港湾費	166,000
2 公債費		307,091
	1 公債費	307,091
歳出合計		473,091

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業	千円 352,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和6年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	352,300			

令和6年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和6年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,366,328千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		62,866,328 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	62,866,328
2 県 債		11,500,000
	1 県 債	11,500,000
歳 入 合 計		74,366,328

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		74,366,328 千円
	1 公 債 費	74,366,328
歳 出 合 計		74,366,328

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 11,500,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和6年度。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	11,500,000			

令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,601,455千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		51,402,961 千円
	1 負担金	51,402,961
2 国庫支出金		62,565,868
	1 国庫負担金	38,756,032
	2 国庫補助金	23,809,836
3 前期高齢者交付金		34,586,120
	1 前期高齢者交付金	34,586,120
4 共同事業交付金		504,198
	1 共同事業交付金	504,198
5 財産収入		59
	1 財産運用収入	59
6 繰入金		12,530,676
	1 繰入金	12,530,676
7 諸収入		18
	1 雑収入	18
8 出産育児交付金		11,555
	1 出産育児交付金	11,555
歳 入 合 計		161,601,455

歳 出

款	項	金 額
1 民生費		161,503,207 千円
	1 社会福祉費	161,503,207
2 保健事業費		98,248
	1 保健事業費	98,248
歳 出 合 計		161,601,455

企 業 会 計

令和6年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,149 床
(2) 年 間 患 者 延 数	1,366,107 人
入 院	650,288
外 来	715,819
病 院	664,402
診 療 所	51,417
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	1,782 人
外 来	2,946
病 院	2,734
診 療 所	212
(4) 主要な建設改良事業	
中部病院	
放射線治療センター改修工事	443,982 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	68,999,294 千円
第1項 医業収益	58,959,396
第2項 医業外収益	9,820,104
第3項 特別利益	219,794
	支 出
第1款 病院事業費用	75,505,825 千円
第1項 医業費用	72,817,924
第2項 医業外費用	2,191,586
第3項 特別損失	436,315
第4項 予備費	60,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,193,968千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		6,271,704 千円
第1項 企業債		3,957,100
第2項 他会計負担金		2,296,678
第3項 他会計補助金		2,612
第4項 国庫補助金		15,313
第5項 寄附金		1
	支	出
第1款 資本的支出		8,465,672 千円
第1項 建設改良費		4,218,781
第2項 企業債償還金		4,246,887
第3項 他会計借入金償還金		1
第4項 無形固定資産		1
第5項 国庫補助金返還金		1
第6項 寄附金返還金		1

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院附属離島診療所等 建替事業（伊平屋診療所）	令和7年度	120,436 千円
八重山病院電子カルテ整備	令和7年度	1,586,712 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入
- 2 限度額 3,957,100千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、令和6年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を後年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利率 年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、他会計借入金償還金、無形固定資産、国庫補助金返還金及び寄附金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 40,861,951 千円
- (2) 交際費 1,050 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、970,782千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、14,304,273千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	1
	器械備品	放射線治療システム	1
	器械備品	手術支援ロボット	1
	器械備品	核医学診断用装置	1
	器械備品	X線撮影装置	1
	器械備品	生化学・免疫検査システム	1
	器械備品	放射線情報システム・ 医用画像管理システム	1

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	那覇市ほか27市町村及び1企業団
(2) 当年度総給水量	153,572 千m ³
(3) 一日平均給水量	421 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	8,005,126 千円
イ 導送取水施設整備事業	5,286,274
ロ 水道広域化施設整備事業	866,724
ハ 浄水場等施設整備事業	1,852,128

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		31,508,343 千円
第1項 営業収益		18,905,571
第2項 営業外収益		12,602,771
第3項 特別利益		1
	支	出
第1款 水道事業費用		31,869,942 千円
第1項 営業費用		30,929,477
第2項 営業外費用		889,940
第3項 特別損失		45,525
第4項 予備費		5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,053,036千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額519,268千円、過年度分損益勘定留保資金3,526,367千円及び減債積立金7,401千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	9,612,637 千円
第1項 企 業 債	2,700,000
第2項 国 庫 補 助 金	3,420,187
第3項 他 会 計 補 助 金	265,449
第4項 他 会 計 長 期 借 入 金	3,000,000
第5項 建 設 負 担 金 返 還 金	227,000
第6項 そ の 他 資 本 的 収 入	1
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	13,665,673 千円
第1項 建 設 改 良 費	9,604,713
第2項 企 業 債 償 還 金	3,856,184
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	204,776
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場等施設整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	3,202,320 千円
導送取水施設整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	10,734,175 千円
水道広域化施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	2,067,982 千円
西原管理施設 設備取替工事	令和7年度	32,660 千円
名護・久志浄水場 及び久志管理施設 運転管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	976,607 千円
石川浄水場施設修繕工事	令和7年度	238,712 千円
北谷浄水場排水処理施設 運転管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	50,048 千円
離島水道施設 運転管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	204,767 千円

普天間～翁長送水管移設費	令和7年度	78,520千円
沖縄市住吉地内 廃止管撤去工事	令和7年度	56,326千円
西原小水力発電 施設修繕工事	令和7年度	130,540千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限度額 2,700,000千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,354,205千円
- (2) 交際費 150千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、307,317千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	110事業所
(2) 当年度総給水量	9,278 千m ³
(3) 一日平均給水量	25 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	76,942 千円
イ 導水施設整備事業	76,942

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		667,038 千円
第1項 営業収益		364,242
第2項 営業外収益		302,795
第3項 特別利益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		688,592 千円
第1項 営業費用		678,690
第2項 営業外費用		9,401
第3項 特別損失		1
第4項 予備費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額74,995千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,299千円、減債積立金34,395千円及び建設改良積立金38,301千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資 本 的 収 入	58,871 千円
第1項 国 庫 補 助 金	51,935
第2項 他 会 計 補 助 金	6,936
支	出
第1款 資 本 的 支 出	133,866 千円
第1項 建 設 改 良 費	92,525
第2項 企 業 債 償 還 金	41,331
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	10

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
名護・久志浄水場及び久志 管理施設運転管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	58,031 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 45,736 千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,204千円である。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 流域関連市町村 | 那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町 |
| (2) 年間総処理水量 | 109,386 千 ³ m |
| (3) 一日平均処理水量 | 300 千 ³ m |
| (4) 主要な建設改良事業 | 5,824,769 千円 |
| イ 中部流域下水道事業 | 5,411,876 |
| ロ 中城湾流域下水道事業 | 242,767 |
| ハ 中城湾南部流域下水道事業 | 170,126 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		11,803,326 千円
第1項 営業収益		5,592,483
第2項 営業外収益		6,210,843
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		12,059,146 千円
第1項 営業費用		11,737,041
第2項 営業外費用		319,104
第3項 特別損失		1
第4項 予備費		3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,253,485千円は、過年度消費税資本的収支調整額121,026千円、過年度分損益勘定留保資金985,201千円及び減債積立金147,258千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		5,997,099 千円
第1項 企 業 債		2,484,000
第2項 国 庫 補 助 金		2,880,317
第3項 建 設 負 担 金		632,782
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		7,250,584 千円
第1項 建 設 改 良 費		6,032,205
第2項 企 業 債 償 還 金		1,161,543
第3項 国 庫 補 助 金 償 還 金		1
第4項 建 設 負 担 金 償 還 金		1
第5項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金		56,834

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中部流域下水道 維持管理費	令和7年度	28,099 千円
中城湾流域下水道 維持管理費	令和7年度から 令和9年度まで	1,806,431 千円
中城湾南部流域下水道 維持管理費	令和7年度から 令和9年度まで	1,180,687 千円
再生水利用下水道 維持管理費	令和7年度	2,508 千円
中部流域下水道建設費	令和7年度	3,122,507 千円
中城湾流域下水道建設費	令和7年度	116,814 千円
中城湾南部流域下水道建設費	令和7年度	9,623 千円
再生水利用下水道建設費	令和7年度	199,200 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
- 2 限 度 額 2,484,000千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年5%以内

- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 614,351 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、990,728千円である。

令和6年2月14日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

